

児童福祉領域からみた発達障害児支援

－ I 発達障害児の支援施策の概観に基づく公的支援サービスの基礎データ作成－

研究分担者 小林 真理子 山梨英和大学 人間文化学部
研究協力者 中嶋 彩 信州大学医学部子どものこころの発達医学教室
(福)子育て・発達の里 こころのサポートセンターネストやまなし
梶舘 尚武 山梨英和大学 人間文化学部
有泉 風 (福)子育て・発達の里 こころのサポートセンターネストやまなし

研究要旨

本研究は発達障害児、特に就学前までの支援サービスの整理を総括することを目的とする。そのため、まず「児童福祉」の概念整理を行った上で、児童福祉法成立・改正からみえる障害児支援を概観し、発達障害者支援法を基にした発達障害児への支援について総括した。

総括で得た情報を研究者と実践家とで共有した上で、発達障害児への支援サービスを事業名（機関名）・目的・機能・関係法などの分類項目を作成して、網羅的に収集した。

収集した54項目から、4名（支援者2名と研究者2名）の合議により、23の機関・事業・サービス等、発達障害児の公的支援の基礎データをピックアップした。

A はじめに

発達障害児に関する制度・支援サービスは、発達障害者支援法の創設および障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービスの整備により、大きな変化を迎えている。本稿は、この変化の中において、いまなお残る取り組むべき問題を整理する。具体的には、上述の制度・サービスの実際の事業化の有無、それに伴う地域での支援サービスの格差や、支援サービスが実施されていたとしても支援内容の質の相違の問題などが挙げられる。

本研究の報告書は三部構成となっている。本報告書Iは、児童福祉法成立・改正からみえる障害児支援、並びに発達障害者支援

法からみえる発達障害児支援について概観した。続いて、発達障害児の支援サービスマップ作成を目標とし、23の機関・事業・サービス等、発達障害児の公的支援の基礎データをピックアップした。この手続きは、概観した支援と関連法の総括に基づき、4名の支援者と研究者との合議によって行われた。

報告書IIにおいては、発達障害児への実際の支援を行っている8名により、支援の流れを「事例化前段階」「事例化段階」「前支援段階」「直接支援段階」「就学移行の支援段階」「学齢期の支援段階」「就労移行の支援段階」の7つに分類した。更に、各支援の時期において実際にどのような支援内

容や機能が行われる必要があるのか、そのベストプラクティスを実践者と研究者、異なる2つの視点での合議により、細分化・明確化していった。

報告書Ⅲにおいては、報告書Ⅰで得られた発達障害児の公的支援の基礎データと報告書Ⅱで得られた各期におけるベストプラクティスの支援内容や機能の2つの視点を組み合わせることで発達障害児のための制度・支援サービスの課題を整理した。具体的には、前者を横軸とし、後者を縦軸とした「発達障害児の支援サービスマップ」を作成した。この「発達障害児の支援サービスマップ」を使って、3か所の関係自治体にインタビューを試み、試案による結果の整理を行うとともに、発達障害支援の地域特性や今後さらに必要とする支援機能などの検討がより明確になるよう「発達障害児の支援サービスマップ」のブラッシュアップの方向性を探った。

B 「児童福祉」の概念の整理

1) 「児童福祉」の概念の成立過程

「児童福祉」という概念が、明確な形として成立したのは、1947年の児童福祉法の制定が嚆矢とされる。児童福祉法は、日本国憲法第25条の「生存権」のなかで、社会保障と社会福祉が位置づけられ、児童福祉の基本的概念は、「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない」「すべての児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と既定されている。

また、日本における児童福祉のあり方は、1951年に制定された児童憲章において示

されている。これは内閣総理大臣により招集された児童憲章制定会議で定められた。この児童憲章の前文において、「われらは、日本国憲法の本質にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める」としている。

2) 「児童福祉」から「子ども家庭福祉」へ：「こども家庭庁」創設にむけて

一方、近年では、「児童福祉」に代わり、「子ども家庭福祉」の用語が頻用されるようになってきている。柏女によると、「子ども家庭福祉」の概念は、子どもを直接のサービスの対象とする児童福祉の視点を超え、子どもが生活し成長する基盤となる家庭をも、福祉サービスの対象として認識しているとする考え方のもとに、構成された概念である。また、公の機関においてこの考え方が示されたのは「1981（昭和56）年の中央児童福祉審議会意見具申、『今後のわが国の児童家庭福祉の方向性について（意見具申）』が嚆矢である」としている。その後、「“児童”より権利行使の主体とのニュアンスを持つとされる“子ども”へと表現を変え、「子ども家庭福祉」と表現」されるようになったとも追記している。

更に、この報告書を作成している2021年の末の2021（令和3）年12月21日にこども家庭庁の創設の動きがあった。こども家庭庁の創設にあたり、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針として、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる

る環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し」することを掲げている。ここでの「こども」というひらがな表記は、次の引用にあるように意識的に用いられたものである。『『子ども』『児童』『青少年』といった語が使われているが、その定義や対象年齢は各法令により様々であり、また、特段の定義を法令上なされていないものもある。こうしたことを踏まえ、また、当事者であるこどもにとってもわかりやすく示すという観点から『子ども』の表記を用いる」。また、ここでいう「こども」とは、「大人としての円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」であることが強調されている。

今後こども家庭庁の創設が、児童福祉に関する考え方を大きく変えることが予想される。

しかしながら、ここでは児童福祉論を展開することを目的にしているのではない。そのため、「児童福祉」の定義についての整理はここまでとしたい。本稿では以後も「児童福祉」の用語を用いることにするが、前段の動向を踏まえ、必要に応じて「子ども家庭福祉」「こども」の用語も使用していく。

3) 児童福祉の対象と理念

児童福祉の対象は、柏女によると、①子ども、②妊産婦や子育て家庭、③子どもと子育て家庭が暮らす地域社会や社会そのものの3つである(図1)。この報告書でも、この3つを児童福祉の対象として整理していきたい。



図1 児童福祉の対象

とりわけ、児童福祉領域での発達支援については、子どもの権利主体・子どもの養育環境を重視することは重要であり、子ども自身が望む生き方、それに基づいて、必要な支援を自己選択できる機会と権利を持つこと、またその子どもを取り巻く環境の整備が必要となる。

発達障害者支援法においても、同法第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策 第十三条(発達障害者の家族等への支援)として、「都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うよう努めなければならない」とある。平成28年の発達障害者支援法の改正では、発達障害者に対して日常生活等における支援を行うのは、保護者に限らず兄弟姉妹や支援者など多岐にわたることから、「発達障害者の家族その他の関係者」と既定しており、発達障害児を取り巻く支援者を新たに規定している。

表1 児童福祉法成立・改正の経緯（1994-1997）

年	月日	改正	法改正の概要	障害福祉	医療	児童福祉	児童福祉	司法
						子育て支援	児童養護・虐待対応	
1949	昭和24.6.15	第1次改正	療育施設の下に、「盲ろうあ児施設」を追加 児童福祉審議会の都道府県に設置義務	○			○	
1950	昭和25.5.30	第2次改正	療育施設の下に、「病弱児施設、肢体不自由児施設」を追加	○				
1951	昭和26.6.6	第3次改正	児童相談所の役割の明確化(福祉事務所・保健所との区別)相談及び鑑別から相談・調査・判定及び指導 児童福祉司と児童相談所長との関係(児童福祉司は児相長の指揮監督下に)の明記 児童相談所長が親権の喪失の請求についての明記 児童福祉施設の長は、親権を行う者又は後見人がいない者に対し、監護・教育及び懲戒に関し必要な措置がとれる。 児童福祉施設の入所中の児童の教育を受ける権利の明記 教護院への入院中の児童の準ずる教育の必要性				○ ○ ○ ○ ○ ○	
1952	昭和27.7.1	第4次改正	児童相談所への児童福祉司の必置 一時保護所での児童の生活や所持品についての規定				○ ○	
1953	昭和28.3.16	第5次改正	児童委員に要する費用の規定				○	
1954	昭和29.3.31	第6次改正	育成医療の創設(身体に障害のある児童) 身体障害者手帳の交付を受けた児童への補装具の交付等の費用の請求	○	△			
1954	昭和32.4.25	第7次改正	精神薄弱児施設の下に、「精神薄弱児通園施設」を追加 保育所の下に、精神薄弱児通園施設を追加	○	△	△	○	
1958	昭和33.5.1	第8次改正	保健所の役割の明記 未熟児への支援 養育医療(未熟児への養育に必要な医療の給付)の創設		△	○	○	
1959	昭和34.3.28	第9次改正	骨関節結核の児への療育の給付		○		△	
1961	昭和36.6.16	第10次改正	肢体不自由児施設の下に「情緒障害児短期治療施設」を追加 児童相談所において「判定」と「調査又は判定を基づいて必要な指導を行うこと」を区別して明記 乳幼児健康診査とその後の指導について明記		○		○ △ ○	
1967	昭和42.8.1	第11次改正	肢体不自由児施設の下に、「重症心身障害児施設」の追加	○				
1981	昭和56.6.15	第12次改正	児童福祉審議会の意見を聴き、児童福祉施設の停止または閉鎖を命ずることができる。				○	
1997	平成9.6.11		児童福祉施設の名称変更と統合 保育所入所の仕組みの変更:措置制度から保護者による入所申し込み 保育所の相談機能の強化 放課後児童健全育成事業の法定化 児童自立生活援助事業の法定化 児童家庭支援センターの創設 母子生活支援施設・助産施設の仕組みの変更:措置制度から利用選択制度 児童委員の役割の強化(児童相談所長への直接の通告可)				○ ○ ○ ○ ○ △ ○ ○	

表2 児童福祉法成立・改正の経緯（2001～2010）

年	月日	改正	法改正の概要	障害福祉	医療	児童福祉	児童福祉	司法			
						子育て支援	児童養護 虐待対応				
2001	平成13.11.30	第13次改正	認可外保育施設に対する指導監督の強化			○					
			保育所整備促進と保育士資格の法定化			○					
			児童委員の職務の明確化と主任児童委員の法定化			△	○				
2003	平成15.7.16	第14次改正	市町村での子育て支援事業の実施			○					
			児童養護施設等の地域住民への養育相談			△	○				
2008	平成16.12.3	第15次改正	家庭児童相談に関する市町村の第一義的窓口化			△	○				
			児童相談所(都道府県)の役割の明確化			△	○				
			児童相談所設置市の認可					△			
			要保護児童対策地域協議会の設置が可能となる					○			
			乳児院及び児童養護施設の入所児童に関する年齢要件の見直し					○			
			里親における監護、教育及び懲戒に関する里親の権限の明確化					△	○		
			要保護児童に対する家庭裁判所の認可措置の有期限化(2年)						○		
			児童相談所長が親権喪失の宣告の請求可能な者の拡大(18歳以上満20歳未満)						○		
			小児慢性特定疾患治療研究事業の法定化				○				
			2005	平成17.11.7		障害児の定義の新設「身体に障害のある児童」「知的障害のある児童」	○				
知的障害児施設等での利用契約制度の導入	○										
2008	平成20.12.3		子育て支援事業の追加法定化「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」「地域子育て支援拠点事業」「一時預かり事業」の追加			○	△				
			家庭的保育事業(保育ママ)の法定化			○					
			里親制度の拡充(里親と養子縁組里親との区別、研修の義務と里親支援の明確化)					○			
			小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設					○			
			要保護児童対策地域協議会の機能強化(努力義務)					○			
			児童自立生活援助事業を20歳未満の者まで引き上げる。					○			
			被措置児童等虐待の防止と通告義務の規定					○			
			2010	平成22.12.10		障害児の定義の見直し「精神に障害のある児童(発達障害児を含む)」の追加	○				
						障害児施設の一元化(重複障害への対応とともに、身近な地域での支援)	○				
						障害児に関する根拠規定の一本化(障害者総合支援法の改正に伴い、児童福祉法に一般化)	○				
障害児の通所支援の実施主体を市町村とする。	○										
障害児通所支援の創設(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設)	○										
障害児相談支援の創設(障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助の創設)	○										
在園期間の延長措置の見直し(18歳以上は原則、障害者総合支援法、福祉を損なう恐れのある場合は満20歳まで障害児施設の措置延長は引き続き可とする。)	○										
児童相談所長の権限の明記(一時保護中の児童の監護等に関し必要な措置をとる権限の規定、親権喪失・停止及び管理権喪失の審判・取消しについて家庭裁判所への請求権)									△		
児童相談所長・施設長の権限の明記(虐待をした親の不当な主張への対抗が可能 子どもの生命や身体の安全の確保への親権への対抗が可能)										△	

表3 児童福祉法成立・改正の経緯（2012～2019）

年	月日	改正	法改正の概要	障害福祉	医療	児童福祉	児童福祉	司法
						子育て支援	児童養護 虐待対応	
2012	平成24.6.27		障害児の定義の見直し(「難病等の児童」の追加)	○	△			
2014	平成26.5.30	第16次改正	小児慢性特定疾患への対応方針や医療費助成制度等の確立		○			
			子ども・子育て支援制度の施行による事業等の創設と内容変更(放課後児童健全育成事業・一時預かり事業・家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業)		△	○		
			児童福祉施設に幼保連携型認定こども園の追加			○		
			保育所の目的の変更(保育に欠けるから保育を必要とするに)			○		
2016	平成28.6.3		児童福祉法の理念の明確化(児童の権利 国・地方自治体の役割・責務の明確化)				○	
			家庭と同様の環境における養育の推進(家庭における養育が適当でない場合)			○	○	
			しつけを名目として児童虐待の防止(懲戒について明記)			△	○	
			児童虐待の発生予防(母子健康包括支援センターの設置の努力義務)			○	○	
			児童虐待の発生予防(支援を要する妊婦・児童・保護者を把握した医療機関や学校等の情報提供の努力義務)		○	○	○	
			母子保健施策を通じた虐待予防の明記			○		
			児童虐待発生時の迅速・的確な対応(市町村に支援を行う拠点整備の努力義務)				○	
			児童虐待発生時の迅速・的確な対応(要保護児童対策地域協議会への専門職の配置)				○	
			児童相談所設置自治体の拡大(中核市・特別区が設置可)				○	
			児童相談所の体制強化(児童心理司、医師又は保健師、指導・教育担当の児童福祉司、弁護士などの配置)				○	
			児童相談所の権限強化(市町村への事案送致、臨検・捜索の実施緩和、被虐待児童等に関する資料の提供が医療機関、児童福祉施設、学校等にできる規定)		△		○	
			被虐待児童への自立支援(親子関係再構築支援を関係機関等が連携して実施することの明記)				○	
			被虐待児童への自立支援(措置解除後の児童の継続的な安全確認と保護者への相談支援の実施)			○	○	
			被措置児童への自立支援(都道府県に里親支援を業務として位置づけ)				○	
			被措置児童への自立支援(養子縁組里親の法定化、研修の義務化)				○	
			被措置児童への自立支援(20歳に達するまでの間、施設入所等措置の延長)				○	
			被措置児童への自立支援(自立援助ホームの22歳の年度末の就学中の者の延長)				○	
2016	平成28.6.3		居宅訪問型児童発達支援の創設(重度の障害の状態にある児童+児童発達支援)	○				
			保育所等訪問支援の支援対象の拡大	○				
			障害福祉計画の作成(障害福祉計画と一体化作成も 施設認可の総量規制)	○				
			医療的ケア児に対する各種支援の連携	○	○	○		
2017	平成29.6.21		虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与			○	○	○
			家庭裁判所による一時保護の審査の導入					○
			接近禁止命令を行うことができる場合の拡大(一時保護や同意による施設入所措置の場合の追加)				○	
2019	令和1		児童相談所長、児童福祉施設の長、里親など親権者等による体罰の禁止				○	
			児童相談所の業務の明確化(一時保護児童解除後の児童の安全確保)				○	
			市町村・都道府県の体制整備等に対する国の支援の明記				○	
			児童福祉審議会における児童等の意見聴取時の配慮	○		○	○	
			児童相談所の体制強化(児童福祉司・児童心理司・SVの配置基準)				○	
			児童相談所の業務の質の評価の実施				○	
			要保護児童対策地域協議会の情報提供等への応答の努力義務	○	○	○	○	

C 児童福祉法成立・改正からみえる障害児支援

1947（昭和 22）年に成立した児童福祉法は、第二次世界大戦後、戦後の孤児や貧困への対応、子どもの健やかな成長と最低限度の生活を保障するため、戦後間もなく制定された法律である。この法律は、これまで第 16 次改正のほか、ほぼ毎年のように改正されており、障害福祉関連、児童福祉（子育て支援分野、児童養護・児童虐待対応分野）関連、また医療関連・司法関連などもまた、その時代の要請にそって改正されている。

そのため、まず、法改正が行われた領域を年代順に整理する必要があった。巻末の表 1, 2, 3 は、以下のような手順で作成した。まず、児童福祉法の成立から第 16 次改正を含めた 2019 年までの法の改正内容の概要（〔衆議院ホームページ〕立法情報から各国会制定法律一覧を閲覧）を年代順に抽出した。次に、その概要を概観し、「障害福祉」、「医療」、「児童福祉（子育て支援）」、「児童福祉（児童養護・虐待対応）」、「司法」関連領域の 5 項目に分類した。この法改正の年代と関連領域を軸とした分割表から、年代順の法改正がどの領域で行われているのかチェック（主たる該当項目を○・副次的な該当項目については△）した。

表 1～表 3 に基づいて、支援の経緯を児童福祉法創設（1947 年）～1990 年代と、2000 年代から現在の 2 つに区分した。さらに、2021 年の社会保障審議会障害者部会での「障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見直しについて 中間整理 令和 3 年 12 月 16 日」障害児通所支援の在り方に関

する検討会でまとめられた「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書一すべての子どもの豊かな未来を目指して 令和 3 年 10 月 20 日」を根拠に、障害児支援の在り方の今後について表 4 のように整理できるだろう。

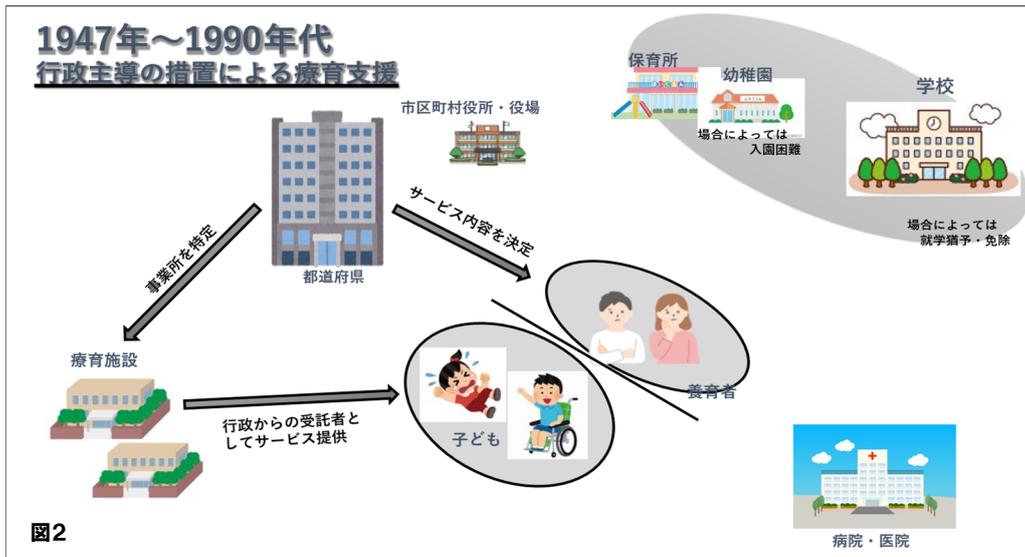
表 4 障害児支援の歴史的区分

時代区分	特徴	キーワード
終戦後～1990年代	行政主導の措置による療育支援	措置療育支援
2000年代～現在	自己決定権の尊重と地域生活可能な支援	契約自己決定発達支援
今後	インクルージョンの推進による一定的支援	地域共生社会 インクルージョン

以下、障害児支援について、この 3 つの区分に基づき、詳細に説明していくこととする。

1) 行政主導の措置による療育支援（児童福祉法創設【1947 年】から 1990 年代の約 50 年間）

第二次世界大戦終了後、法制度において、障害のある子どもについて、療育的な関わりが必要であることが児童福祉法に明記された。「盲ろうあ児施設」「病虚弱児施設」「肢体不自由児施設」が療育施設の下に追加された。図 2 のように、施設が住居地から遠方である場合、子どもと養育者は、子どもが施設入所するために、親子で離ればなれの生活をするようになる。また、仮に自宅から通園施設（1954 年 精神薄弱児通園施設の創設）に通えたとしても、地域の保育所・幼稚園への併行通園は困難であるとされることや、入園拒否をされることさえあった。また学校教育についても、地



域の学校には通学できず、養護学校（学校教育法により 1979〔昭和 54〕年に義務教育制、2007〔平成 19〕年 特別支援学校と改名）に入学することを余儀なくされることが多かった。

このように、第二次世界大戦直後から約 50 年間の日本の障害児支援は、法制度においては整備が進められたものの、障害児支援のために創設した入所・通所施設に行政主導による措置が行われるという療育支援を進めていた時代である。

2) 自己決定権の尊重と地域生活可能な支援（2000 年代から現在）

① 児童の虐待等に関する法律（以下、児童虐待防止法）の成立による児童相談の変容

2000（平成 12）年に児童虐待防止法が成立し、児童虐待の防止とその対応・家族への支援についての強化がなされた。これまで、児童相談所は、非行問題、学校不適応・不登校、障害児支援などあらゆる児童の問題に対応していたが、この法律の成立が児童虐待対応に迫られる児童相談所の現

状に繋がっている。表 2 の通り、2000（平成 12）年以降の児童福祉法の第 14・15 次改正は、児童養護、とりわけ児童虐待対応について、相談対応の明確化や児童相談所の役割を明確化している。

更に、2016（平成 28）年には、児童虐待への対応について、発生予防から迅速な対応、その後の児童への支援を重視することが明記された。「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」とする児童福祉法の理念内容も大幅に改定されている。

② 契約制度の導入と自己決定権の尊重

2003（平成 15）年、これまで行政主導で療育支援が行われていたが、自分自身で選択して、準備された支援メニューを決定する契約制度が導入された。

2010（平成 22）年には、障害児の定義



の見直し（2005〔平成 17〕年に障害児の定義が新設されている）、障害児に関する根拠規定が、障害者総合支援法の改正に伴い、児童福祉法に一本化された。また、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の障害児通所支援が創設され、これを受けて多くの障害児者の通所支援の事業所が作られている。

この法改正に伴う支援サービスの整備により、障害のある子どもと養育者が地域のなかで生活が可能となった（図3）。

更に、2016（平成 28）年においては、一定の場所で障害児に一定の支援をするだけでなく、障害児が暮らす居宅への訪問による支援、保育士・教師などへの障害児支援の専門家によるコンサルテーション型の支援など、新しい支援の形が工夫され、法的にも明記されるようになっていく。

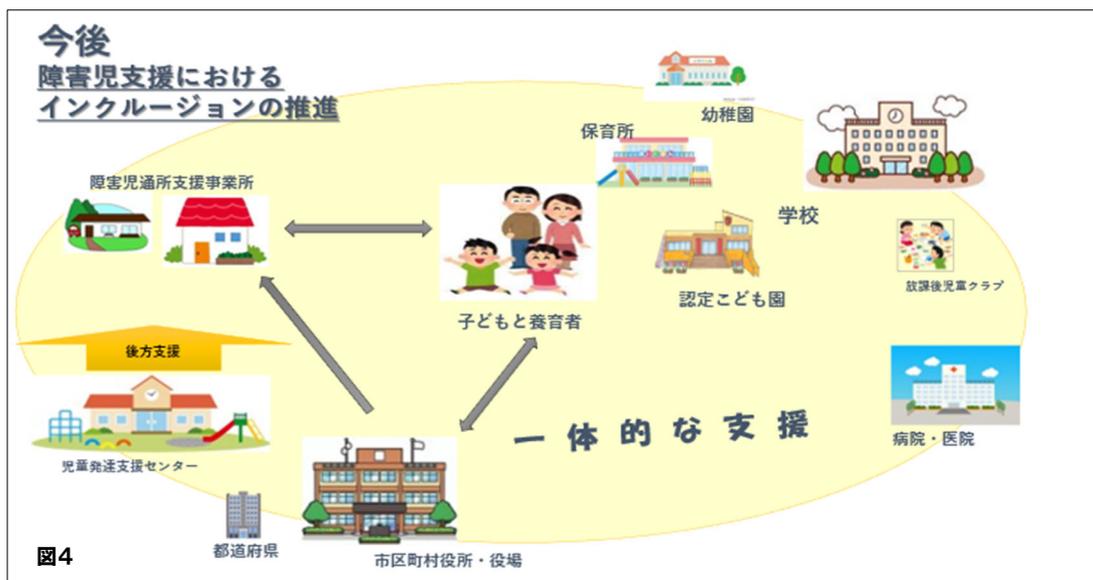
3) インクルージョンの推進による一体的支援【今後】

2021（令和 3）年に開催された社会保障審議会 障害者部会 障害者総合支援法改

正施行後 3 年の見直しについて（中間整理）、また同年に開催された障害児通所支援の在り方に関する検討会での「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書 ～すべての子どもの豊かな未来を目指して～」を踏まえ、今後の障害児支援の在り方を想像すると、図 4 のようになる。地域での生活が持続可能になることはもちろんのこと、障害児施策と子育て施策を延長線上のものとして考える一体的な支援が行われ、インクルージョンが推進されることとなる。

インクルージョンという理念は大変理想的な考え方ではあるが、実際に実現していくのは難しい。

今回の「障害児通所支援の在り方に関する検討会」においては、インクルージョンの推進については、強く推し進められているが、実際にどのように進めていけばいいのか少々具体性には欠ける。しかしながら、推進のためのヒントになり得る事柄として、児童発達支援・放課後等デイサービスにおける保育所や幼稚園などへの移行支援を推進、保育所等訪問支援の重要性の勘案など



があげられている。今後は移行支援や後方支援など、これまでの発達支援などを主とした直接支援だけでなく、さまざまな支援方法がいっそう必要となってくるであろう。また、検討会の議論とはなっていないが、これらの一体的支援を実践していくためには、本人、家族、そして本人をとりまく地域の人々が、本人がどのような生活のしづらさを有するのか、またどのような発達の特性があるのかを「知っている」ことが合理的配慮を自然なものとし、延いてはインクルーシブの推進につながっていくことになると推察する。

D 発達障害者支援法に基づく発達障害児への支援

発達障害児への特化した支援については、発達障害者支援法の内容を概観することで明らかになる。

発達障害者支援法は 2004（平成 16）年に成立した議員立法である。本法は、発達障害の早期発見と発達障害者に対する早期の支援が重要であるという立場から、①国

及び地方公共団体責務、②教育、就労についての支援、③発達障害者支援センターの指定などを定めている。また、2016（平成 28）年には、①ライフステージを通じた切れ目ない支援、②家族なども含めた、きめ細かな支援、③地域の身近な場所で受けられる支援、この 3つを要点として、本法が改正されている。

発達障害児の支援については、以下の 7つの側面から整理しておきたい。

1) 児童の発達障害の早期発見と「気づき」の段階からの支援の重要性

本法第 5 条「児童の発達障害の早期発見等」では、市町村においては、1 歳 6 か月健診及び 3 歳児健診における早期発見、市町村の教育委員会においては、就学時健診において早期発見に十分留意することを明記している。また、児童が発達障害と診断される前であっても、発達障害の特性があることの「気づき」の段階から、できる限り必要な支援を行うことが重要であるとし、発達障害を有する疑いのある児童について

の相談、助言等について規定している。

2) 早期の発達支援〔発達障害の基本的知識・必要な情報・保護者が取り組める発達支援〕

本法第6条「早期の発達支援」においては、発達障害児の早期の発達支援の重要性を明記している。

発達障害についての知識や医療機関や事業所等の地域の支援機関について、保護者に情報提供する、また保護者が取り組める発達支援の方法を普及啓発することが考えられている。

3) インクルーシブな保育と教育の実現

本法第7条「保育」・第8条「教育」において、その基本理念は、発達障害児や他の児童生徒と共に生活するインクルーシブな保育及び教育である。どちらも、このことを実現させるためには、適切な配慮や支援、場合によっては治療が必要とされ、そのためには、発達障害児がどのような生活のしづらさや困難を有するのか社会生活モデル・医療モデルの両観点から「知り」、適切な支援と環境を整備していくことの必要性がこの法案から読み取れる。

4) 放課後児童健全育成事業の利用—子ども・子育て支援・教育・障害児支援施策の一体的な支援に向けて

本法第9条「放課後児童健全育成事業利用」においては、子ども・子育て支援施策、また教育施策・障害児支援施策などを必要に応じて、領域をまたいで必要な支援メニューを用意していくことが重要であるとしている。2021（令和3）年の「障害児通所

支援の在り方に関する検討会」で報告書としてまとめられているように、子ども・子育て支援施策・教育施策・障害児支援施策を一体的な支援とする考え方と同様の方向を示している。

5) 発達障害者の家族等への支援

本法第13条「発達障害者の家族等への支援」において、「発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族を互いに支えあうための活動の支援その他の支援を適切に行う」とされている。支援を行うのは、保護者に限らず兄弟姉妹や支援者など多岐にわたるため、改正法では、「発達障害者の家族その他の関係者」と規定している。

発達障害児の家族支援については、子どもの特性を親仲間と一緒に肯定的に捉えられるようにするペアレント・プログラムへの参加、発達障害児の子育て経験のあるペアレント・メンターへの相談など、家族を支えるプログラムからシステムなど、支援方法が構築されつつある。今後、これらのプログラムやシステムを有効的に活用するための工夫が必要になってくるものと推察する。

6) 専門的な医療機関の確保等

本法第19条「専門的な医療機関の確保等」においては、発達障害の診断や発達支援を行うことができる医療機関の確保が必要とされている。しかしながら、発達障害の専門医に受診するまでに長期間の待機を要することがある。

発達障害に対応できる専門的な知識または技能を有する医師を確保し、受診までの

待機期間がいたずらに長くなることで本人や家族の不安を増長させないように対策を講じる必要がある。

7) 国民への普及及び啓発

昨今、発達障害について耳にすることが増えた。国民への啓発は、ある程度は進んできたと思われる。

本法第 21 条「国民に対する普及及び啓発」において、知識は浸透してきているものの「個々の発達障害の特性」までの普及は不十分であるとされている。自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、限局性学習症、トゥレット症候群、吃音症など、個々の発達障害の特性を知ってもらうことで、彼ら・彼女らを取り巻く人たちの更なる理解の推進や合理的配慮に繋げていくことが重要である。

E 発達障害児の支援サービスマップの作成

1～3において、発達障害児の支援について児童福祉法の改正の経緯を追いながら、障害児支援のありかたを3期にわけて整理した。また発達障害者支援法において、発達障害児の支援のポイントについても概観した。

以上のことを確認した上で、今後、4名（発達障害児の実際の支援者2名 発達障害児の支援・発達障害児の検査作成などの研究者2名）において発達障害児の支援サービスマップを作成した。

1) 発達障害児の支援サービスマップ作成の手順

① 発達障害児の支援のための機関・事業・サービス等、公的支援の基礎データを

ピックアップする。(表5)

② 発達障害児への支援を実践者にヒアリング調査を行い、支援の流れを「事例化前の時期」「事例化の時期」「前支援期」「直接支援の時期」「移行の支援時期Ⅰ」「学齢期の支援」「移行の支援時期Ⅱ」と分け、更に、各支援の時期において実際にどのような支援内容や機能が必要なかを細分化・明確化していく。

③ ①でピックアップしたデータの中で地域での支援機能を確認していくのに、必要と思われる機関・事業・サービスを選択する。

④ ②で作成した項目を縦軸、③で選択した項目を横軸として、発達障害児の支援サービスマップを作成する。

本研究においては、①と③を実施した。

2) 発達障害児の支援サービスマップのための必要となる機関・事業・サービスの基礎データの選択

表5の54項目の機関・事業・支援サービスのうち、以下のA～Fに該当する31項目（保留2項目を含む）を除外した。

A 胎生期・直後の支援サービス8項目
(1・2・3・4・5・6・7・17)

B 児童養護（虐待対応）関連の支援サービス8項目
(12・13・16・46・47・49・50・51)

C 協議会・体制整備などの3項目
(38・41・44)

D 設置状況3に該当する7項目
(19・20・21・23・33・34・35・36・40・42)

※但し、4名での合議により、20・21・23は、地域により実際の支援機能の格差があり、

支援サービス機能のチェックに欠かせない項目であるとして除外しないこととした。

E 入所に関する支援3項目
(52・53・54)

F マップ作成時において、該当項目決定

を保留した2項目
(8・18)

残った23項目(表6)を、発達障害児の支援サービスマップ機関・事業・サービスの基礎データとした。

表5 発達障害児の支援サービスマップ 機関・事業・サービスの基礎データ (54項目)

事業名	機関名	設置 ※1	対象 ※2	目的・機能など
1 妊娠中の母親・両親学級(母子保健事業)		3	1	妊婦だけでなく父親も含めた夫婦に対して出産前の準備教育がなされる場
2 妊婦家庭訪問(保健師・助産師)		1	1	保健師・助産師による家庭への訪問による指導
3 妊婦健診(母子保健事業)		1	1	妊婦に対し、14回程度の妊婦健診費用の公費助成
4 産婦健診(母子保健事業)		1	1	産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等を行う
5 新生児訪問・未熟児訪問(母子保健事業)		1	1	新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防など育児上重要な事項の指導を目的として、生後28日以内(里帰りの場合は60日以内)に保健師や助産師が訪問
6 産前・産後サポート事業		3	1	子育て世代包括支援センターの利用者で、身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断された妊産婦等
7 産後ケア事業		3	1	心身の不調又は育児不安がある者、その他、特に支援が必要と認められる者
8	子育て世代包括支援センター	2	1	妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行う
9	保育所	1	1	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設(保育士の加配、研修に「障害児保育」を盛り込む、障害児保育の地方交付税の拡充)
10	幼稚園	1	1	3歳以上の幼児を対象として、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする学校(障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援)
11	認定こども園	1	1	教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設(保育所と同様の支援)
12 乳児家庭全戸訪問(事業)		1	1	生後4か月を迎える日までの赤ちゃんがいる全ての家庭 1、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 2、子育て支援に関する情報提供 3、乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握 4、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整
13 養育支援訪問事業		1	2	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う
14 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査(乳幼児健康診査)		1	1	定期的に健康診断および検査を受け、常にその健康状態を明らかにして乳幼児の健康の保持増進を図る(1歳6か月健康診査 3歳時健康診査)
15 事後指導(乳幼児健康診査)		1	1	乳幼児健康診査の受診者等に対し、結果を口頭、通知し、必要に応じて適切な指導を行う。
16 児童委員(主任児童委員)制度		1	1	地域の子どもたちが元気で暮らせるよう、見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等
17 特定妊婦への支援		2	2	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対して、要対協につなげ、情報共有や連絡調整により、必要な支援を行う。
18 地域子育て支援拠点(事業)	子育て支援センター(保育所・児童館などに設置)	2	1	地域の子育て支援 機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな成長を支援する
19 利用者支援事業(保育コンシェルジュ)		3	1	障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう専門的な知識・経験を有する職員を配置する
20 巡回支援専門員整備(地域生活支援事業)		3	3	子どもや親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が「気になる」段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図る。
21 障害児等療育支援事業(地域生活支援事業)		3	2	訪問・外来による療育指導・療育相談 障害児の通う保育所や放課後児童クラブや障害児通園事業等の職員の療育技術の指導 療育機関への支援
22 診察(小児科・児童精神科)		2	2	現れる症状について医師が問診や行動観察を行い、問診で得た情報をもとに、心理検査や発達検査などを行い、それらの結果から、『DSM-5』や『ICD-10』などの診断基準を満たしているかどうか、また日常生活・社会生活に著しい不応を起しているかどうかなどを総合的にみて診断する。
23 障害児(者)リハビリテーション		3	2	心身に障害がある者が社会人としての生活ができるようにすること。実際には、社会復帰、職場への復帰、家庭への復帰あるいは学校への復帰を促進することにより、身体的、精神的、社会的、職業的にその機能を最大限に発揮させ、最も充実して生活できるようにすること
24	基幹相談支援センター(地域生活支援事業)	2	2	総合的・専門的な相談の実施 地域の相談支援体制強化の取組 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成 地域の相談機関との連携強化 地域移行・地域定着の促進の取組 権利擁護・虐待の防止
25 障害児相談支援		2	2	障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する
26 児童発達支援		1	2	障害の気づきの段階から継続的な支援を行い、将来の子どもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、今、どのような支援が必要かという視点を持ち、子どもの自尊心や主体性を育てつつ発達上の課題を達成させること
27 保育所等訪問支援		1	2	障害のある児童が集団生活に適応するための支援として、専門職員が保育所等を訪問し、児童への直接支援や訪問先施設スタッフへの技術的助言等を行う
28 巡回相談(特別支援教育)		2	2	児童生徒一人一人のニーズを把握し、児童生徒が必要とする支援の内容と方法を明らかにするために、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者など児童生徒の支援を実施する者の相談を受け、助言すること
29 就学時健康診断		1	2	初等教育を受ける5ヶ月から6ヶ月前に行われる健康診断を指します。学校保健安全法により、次年度に初等教育を受ける予定である子どもにたいして、心身の健康を確認するために行われる。
30 就学相談・就学先決定(教育支援委員会)		1	2	本人の障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組み
31 特別支援学校におけるセンター的機能		2	2	幼稚園・学校に在籍する障害のある児童生徒について、その教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくためには、特別支援学校が、教育上の高い専門性を生かしながら地域の小・中学校を積極的に支援していく
32 通級による指導(通級指導教室)		1	2	障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導(幼・小・中・高)
33 子ども心の診療ネットワーク事業		3	2	さまざまな子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関と保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施する。
34 かかりつけ医等発達障害対応向上研修事業		3	3	発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応が可能となるように医療従事者の育成の取り組み
35 発達障害診断待機解消事業(発達障害専門医療機関初診待機解消事業)		3	3	発達障害の診断を行っている専門的な医療機関において、アセスメントやカウンセリングができる医師以外の職員を新たに配置することや、地域の児童発達支援センター等の機関に委託し、アセスメントや保護者へのカウンセリング等を行い、その内容を医療機関に伝達する等、また効果測定の事業

* 次項に続く

36	発達障害診断待機解消事業 (発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業)		3	3	発達障害の専門的医療機関の確保を目的として、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等の実施や医療機関の研修の実施のコーディネートを行う発達障害医療コーディネーターの配置
37	発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援センター	1	3	各都道府県・指定都市の設置する発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族等に対して、相談支援・発達支援・就労支援及び情報提供等を行う。
38	発達障害者支援体制整備事業 (発達障害者地域支援マネージャー)		2	3	各ライフステージに対応する一貫した支援の提供を目的として、関係機関等のネットワークの構築、家族支援体制の整備、研修会の実施、地域支援機能の強化を行う事業
39	発達障害児及び家族等支援事業		2	3	発達障害者の家族が互いに支え合うための活動等を行うことを目的とし、ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障害児及びその家族に対する支援体制の構築を図る。
40	家庭・教育・福祉連携推進事業 (地域連携推進マネージャー)		3	3	「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」に基づき、教育と福祉の連携を推進し、保護者支援を推進するための方策を実施し、その検証結果に基づいて報告を行う事業
41	発達障害者支援地域支援協議会		2	3	地域における発達障害者の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議・検討を行う。
42	発達障害児者の地域生活支援モデル事業		3	3	発達障害児者やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、関係する分野との協働による切れ目のない支援等が可能となるような先駆的な取組を通じて有効な支援手法を開発・普及し、地域生活支援の向上を図る。
43		児童館	1	1	18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し、情操をゆたかにすることを目的とする施設 障害のある子どもの利用にあたり、合理的配慮に努めること
44	(自立支援)協議会		1	2	地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割
45	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ(児童クラブ・学童クラブ・学童保育)	1	1	保護者が労働等により居間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や障害児を5人以上受け入れている場合の加配職員の配置児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの(障害児を5人以上受け入れている場合の加配職員の配置)
46	要保護児童対策地域協議会		1	2	要保護児童・要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの
47		児童家庭支援センター	1	2	地域の子どもの福祉に関する各般の問題に関する相談、必要な助言等
48		児童相談所	1	2	市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他のからの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する行政機関
49		児童心理治療施設	2	2	心理的問題を抱え、社会生活への適応が困難な満20歳未満の子どもたちを対象として短期間の入所を行ったり、保護者の元から通所し、医療的な視点から、生活支援や心理治療を行う児童福祉施設
50		乳児院	1	2	保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する児童福祉施設。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持つ。
51		児童養護施設	1	2	保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健全な成長とその自立を支援する機能をもつ児童福祉施設。
52	障害児入所支援 (医療型・通所型)		1	2	重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立(地域生活移行)のための支援
53	短期入所		1	2	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援
54	日中一時支援事業		2	2	障害者または障害児の日中における活動の場の確保とともに家族の就労支援と一時的な休息を目的に日中、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設において、見守りや集団生活に適応するための訓練等の支援

設置状況 1 全国に必ず置かなくてはならない施設、もしくは全国で必須の事業
設置状況 2 努力義務など、多くの都道府県・市町村で実施されている
設置状況 3 法的には位置付けられているが、使われていない・事業化されていないことが多い

利用対象 1 子どもに関する制度・施設・事業などに障害児支援が含まれている
利用対象 2 障害児全般もしくは養育環境に課題を有している子どもを対象としている
利用対象 3 発達障害児支援に特化している

表6 発達障害児の支援サービスマップ 機関・事業・サービスの基礎データ (23項目)

23項目	54項目	事業名	機関名	設置 ※1	対象 ※2
1	9		保育所	1	1
2	10		幼稚園	1	1
3	11		認定こども園	1	1
4	14	1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査 (乳幼児健康診査)		1	1
5	15	事後指導(乳幼児健康診査)		1	1
6	20	巡回支援専門員整備 生活支援事業	(地域)	3	3
7	21	障害児等療育支援事業 生活支援事業	(地域)	3	2
8	22	診察(小児科・児童精神科)		2	2
9	23	障害児(者)リハビリテーション		3	2
10	24		基幹相談支援センター (地域生活支援事業)	2	2
11	25	障害児相談支援		2	2
12	26	児童発達支援		2	2
13	27	保育所等訪問支援		3	2
14	28	巡回相談(特別支援教育)		2	2
15	29	就学時健康診断		1	1
16	30	就学相談・就学先決定(教育支援委員会)		1	2
17	31	特別支援学校におけるセンター的機能		2	2
18	32	通級による指導(通級指導教室)		1	2
19	37	発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援センター	2	3
20	39	発達障害児及び家族等支援事業		3	3
21	43		児童館	1	1
22	45	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ (児童クラブ・学童クラブ・学童保育)	1	1
23	48		児童相談所	1	2
設置状況1 全国に必置しなくてはならない施設、もしくは全国で必須の事業 設置状況2 努力義務など、多くの都道府県・市町村で実施されている 設置状況3 法的には位置付けられているが、使われていない・事業化されていないことが多い 利用対象1 子どもに関する制度・施設・事業なかに障害児支援が含まれている 利用対象2 障害児全般もしくは養育環境に課題を有している子どもを対象としている 利用対象3 発達障害児支援に特化している					

F 健康危険情報 該当なし

G 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H 知的財産権の出願・登録状況

該当なし

I 引用・参考文献

1 「児童福祉」の概念の整理

・日本の児童相談 続 前後 25 年の歩み
安田生命社会事業団 川島書店 1968
P19～P35

・現代児童福祉論〔第 2 版〕加藤俊二編著
ミネルヴァ書房 2009

・子ども家庭福祉学序説 実践論からのア
プローチ 柏女霊峰著 誠信書房 2019

・改正発達障害者支援法の解説 正しい理
解と支援の拡大を目指して 発達障害の支
援を考える議員連盟編著 きょうせい
2017

2 児童福祉法成立・改正からみえる障害 児支援

・障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見
直しについて（中間整理）令和 3 年 12 月
16 日

・障害児通所支援の在り方に関する検討会
報告書 - すべての子どもの豊かな未来を目
指して令和 3 年 10 月 20 日 障害児通所支
援の在り方に関する検討会

3 児童福祉施策と発達障害児への支援

・発達障害者支援法と今後の取組み 発達
障害の支援を考える議員連盟〔編著〕 き
ょうせい 2005

・改正発達障害者支援法の解説 正しい理
解と支援の拡大を目指して 発達障害の支

援を考える議員連盟編著 きょうせい
2017

・発達障害者支援法ガイドブック 発達障
害者支援法ガイドブック編集委員会 編
河出書房新社 2005

4 発達障害児の支援サービスマップの作 成

○1 妊娠中の母親・両親学級

・父親のワーク・ライフ・バランス ～応
援します！仕事と子育て両立パパ【平
成 24 年度厚生労働省委託事業】（平成 24
年 10 月発行

https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/wlb_120621.pdf?msclkid=2218b96ac7c911ecb2d6fd62b901c492
(2022/04/29)

○2 保健師・助産師等による訪問指導

・母子保健の現状 厚生労働省 HP
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200001oujo-att/2r985200001oumv.pdf>
(2022/01/11)

○3・4 妊婦健診 産婦健診

・すこやかな妊婦と出産のために 厚生労
働省

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken13/?msclkid=74c5efe6c7af11ecb6f83b8463465d27> (2022/04/29)

○5 新生児訪問指導

・「健やか親子 2 1（第 2 次）」の中間評価
等に関する検討会 報告書 令和元年 8 月
30 日

・「健やか親子 2 1（第 2 時）」の中間評価
等に関する検討会

・保健師・助産師による新生児訪問指導事

業の評価 育児不安軽減の観点から 佐藤厚子・北宮千秋・李相潤・面澤和子 日本公衛誌 第52巻第4号 平成17年

○6・7 産前・産後サポート事業 産後ケア事業

・産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン 令和2年8月 平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「産前・産後支援のあり方に関する調査研究」 公益社団法人 母子保健推進会議（主担当研究班）公益社団法人 日本産婦人科医会 公益社団法人 日本助産師会（分担研究班）の調査研究報告等を母子保健推進会議において取りまとめ

○8 子育て世代包括支援センター

・子育て世代包括支援センターの設置運営について（通知） 雇児発 0331 第5号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成29年3月31日

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc2680&dataType=1&pageNo=1 (2022/02/03)

・子育て世代包括支援センター業務ガイドライン 平成29年8月 平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子育て世代包括支援センターの業務ガイドライン案作成のための調査研究」

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kosodatesedai_gaidorain.pdf (2022/01/10)

○9 保育所

○10 幼稚園

○11 認定こども園

・幼稚園・保育園での発達障害の考え方と対応 平岩幹男 少年写真新聞社 2008

・幼稚園・保育園での発達障害の考え方と対応 役に立つ実践編 平岩幹男 少年写真新聞社 2010

・障害児保育: 障害のある子どもから考える教育・保育 (乳幼児教育・保育シリーズ) 久保山茂樹、小田豊 光生館 2018

・ポケット判 保育士・幼稚園教諭のための障害児保育キーワード100 小川英彦 福村出版 2017

・障害児保育 鶴宏史 晃洋書房 2018
・日本の障害児(者)の教育と福祉—古くて新しい課題 浅井浩 田研出版 2012

○12 乳児家庭全戸訪問事業

・乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン 厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/131030_03-02.pdf (2022/01/10)

○13 養育支援訪問事業

・養育支援訪問事業ガイドライン 厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/131030_04-02.pdf (2022/01/10)

○14・15 乳幼児健診

・総説 乳幼児健康診査制度の変遷と健康診査情報の利活用について 梅木和宣 小児保健研究第77巻第6号 2018

・乳幼児身体発育評価マニュアル 令和3年3月改訂 平成23年度 厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究）「乳幼児身体発育調査の統計学的解析とその手法及び利活用に関する研究」 2021

・乳幼児健診マニュアル第6版 福岡地区小児科医会 乳幼児保健委員会 医学書院

2019

○16 児童委員・主任児童委員制度

・民生委員・児童委員について 厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/minseiiin/index.html (2022/01/12)

・ご存じですか？ 地域の身近な相談相手 「民生委員・児童委員」政府広報オンライン 内閣府大臣官房政府広報室 HP

<https://www.govonline.go.jp/useful/article/201305/1.html> (2022/01/12)

・民生委員のための障害児支援ハンドブック 小林雅彦著 中央法規 2019

○17 特定妊婦への支援

・子ども虐待対応の手引き（平成 25 年 8 月 改正版）厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 P261～P264

・特定妊婦への対応と課題 日本周産期・新生児医学会雑誌第 56 巻第 4 号ワークショップ 2 「社会的ハイリスク妊婦」 水主川純 2021

○18 地域子育て支援拠点

・「地域子育て支援拠点事業の実施について」五次改正 子発 0326 第 7 号 令和 3 年 3 月 26 日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/000638481.pdf> (2022/01/10)

○19 利用者支援事業

・利用者支援事業の実施について 六次改正 府子本第 334 号 2 文科初第 1906 号 子発 0326 第 8 号 令和 3 年 3 月 26 日 内閣府子ども・子育て本部統括官 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省雇用均

等・児童家庭局長通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/000780492.pdf> (2022/02/03)

○20 巡回支援専門員整備（事業）

・地域生活支援事業等の実施について 改正平成 29 年 9 月 7 日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 任意事業（6）巡回支援専門員整備

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/c>

[hiiki.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/c) (2022/02/03)

○21 障害児等療育支援事業

・地域生活支援事業等の実施について 改正平成 29 年 9 月 7 日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 障害児等療育支援事業

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/c>

[hiiki.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/c) (2022/02/03)

・障害児（者）地域療育等支援事業ハンドブック その理解と円滑な実施のために 宮田広善編著 ぶどう社 2001

○22 診察

・乳幼児の発達障害診療マニュアル - 健診の診かた・発達の促しかた 洲鎌 盛一 医学書院 2013

・こころの医学入門: 医療・保健・福祉・心理専門職をめざす人のために 近藤 直司, 田中 康雄他 中央法規出版 2017

・ライブ講義 発達障害の診断と支援 鶴内山登紀夫 岩崎学術出版社 2013

・発達障害支援の実際 診療の基本から多様な困難事例への対応まで 内山登紀夫 医学書院 2017

・子ども家庭相談に役立つ児童青年精神医学の基礎知識 小野善論 明石書店 2009

○23 障害児(者)リハビリテーション

・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が集うリハビリ情報サイト PT-OT-ST.NET H007 障害児(者)リハビリテーション料(1単位)

○24 基幹相談支援センター

・詳説・相談支援 - その基本構造と形成過程・精神障害を中心に 萩原浩史 生活書院 2019

・基幹相談支援センターの役割のイメージ 厚生労働省 HP

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000100547.pdf?msclid=0c603e40c7b211eca8ae5b8d49ddb71c>
(2022/04/29)

○25 障害児相談支援

・障害児支援施策 厚生労働省 HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117218.html?msclid=933ce44fc7b311eca739c56da6f94e55>
(2022/04/04)

・障害のある子の支援計画作成事例集 発達を支える障害児支援利用計画と個別支援計画 日本相談支援専門員協会編集 中央法規 2016

○26 児童発達支援

・児童発達支援ガイドライン 厚生労働省 児童発達支援ガイドライン策定検討会 2017

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/000171670.pdf>
(2022/02/03)

000171670.pdf

(2022/02/03)

・新版 障害児通所支援ハンドブック 児童発達支援 保育所等訪問支援 放課後等サービス 山根希代子 酒井康年 岸良至 エンパワメント研究所 2020

・児童発達支援のための個別支援計画の作成と実践 大塚晃(監修) 清水直治(監修) ジアース教育新社 2021

・障害のある子を支える児童発達支援等実践事例集 一般社団法人全国児童発達支援協議会編集 中央法規 2017

○27 保育所等訪問支援

・保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書 厚生労働省平成28年度障害者総合福祉推進事業 平成29年3月 一般社団法人全国児童発達支援協議会

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/000166361.pdf> (2022/02/03)

○28 巡回相談(特別支援教育)

・特別支援教育について 特別支援教育の体制整備の推進 文部科学省 HP

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetuhonmain/006/1294930.htm?msclid=717132cfc7b611ecbf0165fa4d5cf84f
(2022/04/29)

○29 就学時健康診断

・就学時の健康診断マニュアル 平成29年度改訂 公益財団法人 日本学校保健会 https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290040/index_h5.html?msclid=4d2efc7bc7b711ec9165094fe672425b#1

(2022/04/29)

○30 就学相談・就学先決定(教育支援委

員会)

・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 平成 24 年 7 月 13 日 就学相談・就学先決定の在り方について 文部科学省 HP

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1325886.htm?msclkid=fa153ceec7b711ec9ef431097f221615 (2022/04/29)

○31 特別支援学校におけるセンター的機能

・特別支援教育を推進するための制度の在り方について (答申) 平成 17 年 12 月 8 日 中央教育審議会 第 3 章 盲・聾・養護学校制度の見直しについて 2. 特別支援教育のセンター的機能について

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1396568.htm?msclkid=95194491c7b811ec9fd4c6b84f1a207a (2022/04/04)

○32 通級による指導 (通級指導教室)

・初めて通級で指導を担当する教師のためのガイド 文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

<https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html?msclkid=75f9e6a2c7b911ecaaefbd8871de1a02> (2022/04/04)

・障害に応じた通級による指導の手引 解説と Q&A (改訂第 3 版) 文部科学省 編著 3 通級による指導の制度的位置付け

○33 子どもの心の診療ネットワーク事業

・母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」平成 17 年 8 月 23 日 雇児発第 0823001 号、厚生労働省雇用均等・

児童家庭局長通知 一部改正 平成 23 年 3 月 29 日 雇児発 0329 第 12 号

・厚生労働省：子どもの心の診療ネットワーク事業 国立リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センター HP <http://www.rehab.go.jp/ddis/data/report/mhlwc/?msclkid=58da3dd9c7ba11eca3914269fa7e167b>

(2022/04/29)

○34 かかりつけ医等発達障害対応向上研修 (事業)

・かかりつけ医等発達障害対応向上研修テキスト 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 2013 年

https://www.ncnp.go.jp/mental-health/kenshu/dd_taioryokukojo_H29.html (2022/04/04)

○35 発達障害診断待機解消事業 (発達障害専門医療機関初診待機解消事業)

○36 発達障害診断待機解消事業 (発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業)

・発達障害者支援施策の概要 厚生労働省 HP 発達障害診断待機解消事業の創設 (都道府県、指定都市)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/hattatsu/gaiyo.html?msclkid=b403fd45c7bc11ecb1423c3d69118d6c

○37 発達障害者支援センター運営事業 (発達障害者支援センター)

○38 発達障害者支援体制整備事業 (発達障害者地域支援マネージャー)

○39 発達障害児及び家族支援事業

○40 家庭・教育・福祉連携推進事業 (地域連携推進マネージャー)

○41 発達障害者支援地域協議会

・令和4年度 発達障害者支援施策について 令和3年度 発達障害支援の地域連携に係る合同会議 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室

<http://www.rehab.go.jp/application/fil616/4802/4273/R3.pdf?msclkid=da69c287c7bd11ec92f5750eae22e830>

(2020/04/29)

・アスペハート 46号雑誌(ペアレント・トレーニングを地域に広げるために) 岩坂秀巳 井上雅彦 中田洋二郎 NPO 法人アスペ・エルデの会 2017

・アスペハート 34号雑誌(発達障害と家族支援 ペアレント・トレーニングを中心に) NPO 法人アスペ・エルデの会 2019

・Q&A で考える保護者支援:発達障害の子どもの育ちを応援したいすべての人に 中川信子 学苑社 2018

・家庭や地域における発達障害のある子へのポジティブ行動支援 PTR-F—子どもの問題行動を改善する家族支援ガイド グレン・ダンラップ, フィリップ・ストレイン他 明石書店 2019

・発達障害のある子と家族の支援—問題解決のために支援者と家族が知っておきたいこと(学研のヒューマンケアブックス) 中田洋二郎 学研プラス 2018

・発達障害医学の進歩 no.24 発達障害児の家族支援 本城秀次 診断と治療社 2012

・ペアレント・メンター活動ハンドブック:親と地域でつながる支援 日本ペアレント・メンター研究会, 井上雅彦他 学苑社 2014

・発達障害の早期療育とペアレント・トレ

ーニング—親も保育士も、いつでもはじめられる・すぐに使える— 上野良樹金沢こども医療福祉センター・作業療法チーム他 ぶどう社 2021

・発達が気になる幼児の親面接:支援者のためのガイドブック 井上雅彦 原口英之 石坂美和 金子書房 2019

・保育者のためのペアレントサポートプログラム 高山恵子 学研 2016

○42 発達障害児者の地域生活支援モデル事業

・厚生労働省:発達障害者支援開発事業 国立リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターHP

<http://www.rehab.go.jp/ddis/data/report/mhlw-d/> (2022/04/29)

○43 児童館

・児童館ガイドラインの改正について 子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室 平成30年10月1日

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212051_00003.html?msclkid=408de018c7cf11eca8e5f3b57efbed2e (2022/04/04)

○44 (自立支援)協議会

・自立支援協議会のあり方を探る 自立支援協議会のあり方についての調査研究事業 調査研究委員会 2010

https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaiho/ken/cyousajigyou/jiritsushien_project/seika/research_09/dl/result/01-08a.pdf?msclkid=c46517d5c7cf11ecba7522fe97243092 (2022/04/04)

○45 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

・放課後児童健全育成事業について 厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/houkago/houkago.html?msclkid=ad934e20c7d011ec875175a05031263e
(2022/04/04)

○46 要保護児童対策地域協議会

・要保護児童対策地域協議会設置・運営指針

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/05.html?msclkid=ef912843c7ce11ec995c227d649bc4ae> (2020/04/04)

・要保護児童対策調整機関専門職研修テキスト——基礎自治体職員向け 金子 恵美, 佐竹 要平他 明石書店 2019

○47 児童家庭支援センター

・児童家庭支援センターの設置運営について 平成一〇年五月一八日 児発第三九七号 各都道府県知事、各指定都市市長あて 厚生省児童家庭局長通知

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta9237&dataType=1&pageNo=1&msclkid=9d7b7399c7ce11ec97265ba990883563
(2020/04/04)

・地域子ども家庭支援の新たなかたち——児童家庭支援センターが、繋ぎ、紡ぎ、創る地域養育システム 小木曾 宏、橋本達昌 生活書院 2020

○48 児童相談所

・児童相談所運営指針 雇児発 0123002号 平成19年1月23日

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/01.html?msclkid=40ac728ec7ce11ec895511b9156316bc>
(2022/04/04)

・児童福祉司研修テキスト——児童相談所職員向け 金子 恵美, 佐竹 要平他 明石書店

2019

・児童相談所 70年の歴史と児童相談“歴史の希望としての児童”の支援の探究 加藤俊二 明石書店 2016

・現代児童相談所論 竹中哲夫 三和書房 2000

・こころの科学 214 特別企画「児童相談所は、いま」金井剛編 日本評論社 2020

○49 児童心理治療施設

・情緒障害児短期治療施設運営ハンドブック (平成26年3月発行) 社会的養護第三者評価等推進研究会 情緒障害児短期治療施設運営ハンドブック編集委員会 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/yougo_book_4.pdf?msclkid=03353c01c7d111ecb299829a606bf314
(2022/04/04)

・児童心理治療施設 指導監査セルフチェックリスト (令和4年度)

https://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/31512/31512_20220331142408-1.pdf?msclkid=03368181c7d111ecaa311bd02bb788b (2022/04/29)

・児童心理治療施設ネットワーク 全国児童心理治療施設協議会 HP

<https://zenjishin.org/?msclkid=033562a0c7d111ecb5867dd8b4044c6c>
(2022/04/29)

○50 乳児院

・乳児院運営ハンドブック (平成26年3月発行) 社会的養護第三者評価等推進研究会 乳児院運営ハンドブック編集委員会

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000080103.pdf?msckid=5e21262cc7d211ec96a94368f5fd6c8f> (2022/04/04)

・乳児院運営指針 平成24年3月29日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_05.pdf?msckid=5e20aae2c7d211ec8eba08a4d65b7f65 (2022/04/04)

○51 児童養護施設

・社会福祉法人 社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会 HP
<https://www.zenyokyo.gr.jp/about/?msckid=402c08e2c7d311ec994304bba2585b86>
(2022/04/04)

・児童養護施設運営指針 平成24年3月29日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_04.pdf?msckid=402fb83bc7d311ecb23b6a90b112

d776 (2022/04/04)

○52 障害児入所支援（医療型・福祉型）

・障害児入所支援 厚生労働省 HP
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaiseihou/dl/sankou_111117_01-08.pdf?msckid=dcb93e4cc7d311ec8922aa90970578ef (2022/04/04)

○53 短期入所

・障害福祉サービスについて 厚生労働省 HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/naiyou.html?msckid=3904f5dac7d411ec872e470def580bab
(2022/04/04)

○54 日中一時支援

・地域生活支援事業の実施について 障発第0801002号 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 市町村任意事業実施要領
<https://www.mhlw.go.jp/content/000763293.pdf> (2022/04/04)